

令和 6 年 7 月 1 6 日

市長 様

香芝市議会議長 川 田 裕
【質問者：川 田 裕】

質 問 状

香芝市議会基本条例第 1 6 条第 1 項の規定に基づき別紙のとおり質問するので、
同条第 2 項により速やかに回答して下さい。

青木恒子議員の一般質問における発言に関する質問主意書（市長部局）

令和6年6月27日に香芝市議会本会議において青木恒子議員の一般質問（以下、「一般質問」という。）が行われた。その質問中に弊職に関する発言が行われており、それは事実と異なる弊職及び香芝市職員（以下「職員」という。）が違法または不当の行為を行っているかのように受け止められかねない内容も見受けられる。

これらは、住民に誤った情報発信にもなりかねず、香芝市民のみならずインターネットにて全世界にも発信されており、その事実関係を確認するものである。

その本件疑義についての関係項目は3項目あり、その内容は以下の通りである。

1. 議長室への職員の訪問について

一般質問においての発言では、「議会中、その前後、部長が議長室前に沢山おられて、議長に接見するための待機をされてることを不思議に思っていました。本来は市長部局の部長なんだから、市長に相談は分かるのですが、これも異常な事態と感じました。」と録画からの文字起こしで確認できている。異常な事態とは何を指すものかは定かではないが、議長や職員の適正な職務遂行に対して異常な事態が発生していると一般的には受け止められる虞もある。いくら個人の感想であったとしても、真実でないこと、真実に見せかけることは虚偽というが、議会中継で虚偽が発信されることがあるならば危惧するところである。

そこで発言者個人の感想はさておき、職員の名誉のためにも議長室を尋ねることに対し、市民にその真実は明らかにしなければならない。事実として職員が議長室を訪れることは、頻繁にあることではない。面会を求められることが多い時期もあるが、それは市長の命により、資料の説明や議会日程等の調整などが主なものである。その他、市長から委嘱又は充て職を受ける会議の関係資料等の説明及び確認などであり、全て香芝市の職員の執行に係る事務の範囲である。また一般質問の発言の趣旨は定かではないが、「市長部局の部長なんだから、市長に相談は分かるのですが」と述べられるが、この発言を一般的解釈から要約すると、「市長に相談せずに議長に相談に行っている。」と解すれば、その後方の発言に続く、「これも異常な事態」に結びつくことは理解できる。然しながら、職員は議長に何らかの意思決定等について相談を持ち掛けてくることなどなく、その必要もない。何故なら、事務執行に係る権限は市長に集中しており、職員が議長室を訪れることに異常事態と言われる所以はない。また、適正な職務を遂行する職員に対して異常事態と市民に発信するならば、それは職員の事務執行に対して萎縮される虞もあり、行政としても看過できないものであると思慮する。更に、発言者は職員が議長室を訪れるその内容に対する問い合わせすら一切なく、真実の確認もせずに市民に発信していることは不正な行為とも云える。適正に行われる行政にいわれなき真実でない理由により中傷されることは、市民にとって不利益であり、職員の名誉に関わる事でもあると解する。

故に、以下の質問に回答されたい。

(1) 職員が議長室を訪れ、市長に相談すべきことを議長に相談することなどあるのか、示されたい。

(2) 職員が議長室を訪れる理由は、市長の命による職務の遂行のため以外の事由はあるのか、示されたい。

(3) 職員が議長室を訪ねることは、各会議等の資料説明等、議会日程等の調整及び市長の命による事項に限られる適正な事務の執行であるが、それを異常な事態と指摘されることは、職員の信用失墜行為に該当すると受け取られる虞があるが、それについての香芝市の見解を示されたい。

2. 香芝市公有財産有効活用検討会議における教育委員会の事務について

一般質問の発言では、香芝市公有財産有効活用検討会議（以下、「FMPT」という。）において、「モナミホールに関しては、文化に関することを全て教育委員会で執行させるように整備。独立機関であるべき教育委員会に対して、執行させる整備なんですよ。そういうことに今の香芝の行政の一端が出ているというふうに思います。」と録画からの文字起こしで確認できている。この発言は、文化に関することを独立機関である教育委員会に執行させることに異議がある旨に読み取れる。どのように解釈すれば真逆の解釈ができるのか不思議であるが、議会における発言及び発信には適正でなければならない。そもそも文化に関することは教育委員会の事務であり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下、「地教行法」という。）第23条第1項第3号に規定される。ただし同条の各号に規定される事務は、条例を定めることにより地方公共団体の長が事務のいずれか又は全てを管理し、及び執行することができる。しかし香芝市文化施設条例の第2条が令和2年に一部改正されており、モナミホールの除却と同時に条例からその権限が削除されており、市長の権限は消滅している。しかしその事務の権限が教育委員会に復権しているにも関わらず、文化に関することを市長が管理及び執行することは違法であり、その事務の合法的な整備は当然のことである。また、モナミホールに変わる複合施設の検討は以前からの課題であり、文化に関することの事務であることから、FMPTでは地教行法の教育委員会の職務権限である第21条第1項の規定である「教育委員会は～（省略）～管理し、及び執行する。」の「管理」では、施設改築等の企画等も含まれることから、その事務の帰属の整備の意見は妥当である。その職員からの説明に対し、「独立機関であるべき教育委員会に対して、執行させる整備なんですよ。」と言われる所以は一切ない。これらは発言者の法律の著しい解釈の不足であるか恣意的な発言であるか否かは不明であるが、法律が求めている権限について、真実でない解釈の発信は適正とはいえず、職員が如何にも違法又は不当な事務を行っているかのように受け止められる虞のある発言は行政としても看過できないものと思慮する。

故に、以下の質問に回答されたい。

(1) 一般質問の発言では、「独立機関であるべき教育委員会に対して、執行させる整備なんですよ。」と指摘されるが、地教行法に基づき文化に関することの事務を教育委員会が管理及び執行するまともな意見は、一体何が問題なのか、香芝市の見解

を示されたい。

（２）香芝市における「文化に関すること」の事務は、地教行法の規定により教育委員会が管理及び施行する権限を有するが、第２３条第１項第３号に規定により条例で定めた場合は市長が管理及び執行を行うことができる。一般質問の発言では、「独立機関であるべき教育委員会に対して、執行させる整備なんですよ。」と指摘されるが、それは失当と言わざるを得ない。本来であれば、「市長部局が条例の制定なしに文化に関する事務の管理及び執行しているのは違法ではないか。」との指摘なら理解できるが、香芝市の解釈と見解を示されたい。

（３）議会での発言の公開は、インターネットで全世界に発信されている。議員は公序良俗に反しない範囲であれば発言は自由であるが、著しい解釈の不足の発言又は真実でないことの発信があり、行政の評価が著しく下がる発言があった場合、どのような対処を考えられるかを示されたい。

３．FMPT が二元代表制に反しないことについて

一般質問の発言では、「検討会議（FMPT）の要綱を定めた前福岡市長に今一番大きな責任があると考えます。検討会議の中心を担ってきた副市長、委員長の川田議長、参加した２名の議員、各担当所管の責任は私は重大だと考えます。」、及び「前福岡市長は、2022年５月に香芝市公有財産有効活用検討会議の設置要綱を定め、二元代表制を守っていない」と述べられる。

これらは、三橋市長就任以前の話であり答弁でも述べられるが、「仮に市長やその補助職員が担うべき事務を実質的に議員が遂行して、議員を含む会議体が市長のすべき意思決定を実質的にしていたということであれば」との前提として、二元代表制の建前に抵触する場合もある旨である。過去に何度も香芝市が答弁をしている通り、何ら意思決定を行う行為及び権限などなく、課題等の抽出へ活発な意見交換及び整理等を行っていたにすぎない。逆に言えば、事務の執行は市長に権限が集中しており、事務執行に要する予算編成及び提案も市長だけの権限であり、議員には議案を提出する権限を有するが、但し予算についてはその限りでない。それをFMPTが決定を行っているとの指摘は、前市長への侮辱でもあり真実ではない。

またFMPT設置のその原因は議会審議において、失われた１０年と題してファシリティマネジメントの取組みに対して事務の停滞が確認され、縦割り行政の問題も浮上した。そこで、前市長はFMPTを立ち上げ、複数の議員を委嘱し、管理職クラスの職員には市長の指揮命令により委員として参加した経緯がある。そして前市長はFMPTの意見等を参考の一部としながら予算編成を行い、またFMPT以外にも課題検討の場として、若手職員を中心とした部署を横断するプロジェクトチームを編成され、現在では活発な活動が行われていると聞き及ぶ。FMPTにおいても本年６月１８日を最後とし、会議が一定の役目と目的も達成できたこと、また三橋市長が新市長として就任されたこともあり、三橋市長の合意のもとFMPTを解散することを全会一致で了解している。

また、FMPTの運営自体の違法性を指摘する意見も過去にはあったが、それは香芝市からも適正に合法的である旨、二元代表制に反しない運営であることの答弁もな

されている。それを二代表性に反するとの指摘には香芝市の見解を求めなければならない。また、FMPT は議員も含め多大な労力を賜り重要事項の参照となる課題の抽出もできたものと思慮する。そこで FMPT が香芝市に与えた有効的な効果等への見解も併せて求めるものとする。

故に、以下の質問に回答されたい。

（１）一般質問では、「検討会議（FMPT）の要綱を定めた前福岡市長に今一番大きな責任があると考えます。」と前市長の責任を指摘するが、香芝市も責任を有すると解釈するならば、その具体的な法律の条項を示されたい。

（２）一般質問では、「検討会議の中心を担ってきた副市長、委員長の川田議長、参加した２名の議員、各担当所管の責任は私は重大だと考えます。」と固有名詞を云い、重大な責任を有すると指摘するが、何ら法令等の指摘もなく、意味不明な理由により重大な責任があると指摘されるいわれはない。この指摘に対し、香芝市も副市長、議長、議員２名が重大な責任を有すると解釈されるならば、その具体的な法律の条項を示されたい。

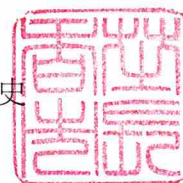
（３）FMPT は令和６年６月１８日に、上記質問主意に記した理由により会議出席委員全員の了解のもと解散している。FMPT では、各委員の貴重な意見のもと香芝市意思決定に参考の一部となる課題も多く抽出できたものと思慮する。FMPT では職員の重要な意見、議員におかれても無報酬による参加にも関わらず、貴重な意見等を賜り多大な貢献を戴いた。そこで総括する必要性から、香芝市において FMPT が如何に有効に作用したのか、またその効果が如何なるものなのか、香芝市の見解を示されたい。

香 秘 第 8 7 号

令和6年 8月16日

香芝市議会議長 川田 裕 殿

香芝市長 三橋 和史



文書質問に対する回答書の送付について

令和6年7月16日付け川田裕議員の文書質問に対し、別紙回答書を送付する。

川田裕議員提出の文書質問に対する回答書

1 (1)について

前市長の在任期間中は、「市長に相談せず議長に相談に行っている。」といった事案はないものと認識しているが、執行機関の意思決定に際して、必要に応じて議長に相談することもあった。現市長の在任期間においては、議長を含むすべての市議会議員に対する説明等の対応のあり方を不断に見直し、必要に応じて改善していく。

1 (2)について

市長の具体的な命によるもののほか、職員がその職務の範囲内において議長の要望に応じて説明等を行うことがある。

また、市長からの委嘱又は充て職による委員等としての説明等を行うことがある。

1 (3)について

前記のとおり、現市長の在任期間においては、議長を含むすべての市議会議員に対する説明等の対応のあり方を不断に見直し、必要に応じて改善していくこととなるが、職員が適正な職務を遂行している限り、信用失墜行為に該当することはない。

2 (1)について

質問に引用される発言の意味するところが必ずしも明らかではないが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第17条第2項の規定に基づき、香芝市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則において文化施設に関することが含まれているので、教育委員会が管理及び執行することに問題はないと考える。

2 (2)について

質問に引用される発言の意味するところが必ずしも明らかではないが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第17条第2項の規定に基づき、香芝市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則において文化施設に関することが含まれているので、教育委員会が管理及び執行することに問題はないと考える。

2(3)について

お尋ねの「行政の評価が著しく下がる発言」の意味するところが必ずしも明らかではないが、仮に誤った発言があった場合等においては、必要に応じて丁寧な説明を加えて理解を求めていく。

3(1)について

質問に引用される発言は前市長の政治的責任について言及したものと思われるが、法人としての市に何らかの法的責任が生じると考える法的根拠は見当たらない。

3(2)について

質問に引用される発言は個人の主観的なものであるので、お答えすることは困難である。

3(3)について

前市長の在任期間中において、公有財産の利活用に関して、その方向性や方針を部局横断的に協議する機会が十分に設けられていなかったことから、香芝市公有財産有効活用検討会議の設置により意見交換や情報の共有ができた側面もあると考える。

一方で、一部の議員だけが参画して市の方針を事実上決定しているという趣旨の批判もあり、二元代表制の建前を尊重する観点から、現市長の責任において公有財産有効活用検討会議を廃止した。